

ニックス佐伯訪問介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 法人格を有する株式会社ニックスが開設するニックス佐伯訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適切な障害福祉サービス等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

1. 事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う。
2. 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係市町村や他の障害福祉サービス事業等を行う者、その他の保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との連携を図るとともに、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及びその所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ニックス佐伯訪問介護事業所
- （2）所在地 広島市佐伯区三筋一丁目9番3号

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- （2）サービス提供責任者3名（常勤兼務）
 - ・ サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービス等の利用申し込みに係る調整、事業所の従業員等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明する。
- （3）従業員21名（常勤専従 2名、常勤兼務 3名、非常勤専従 16名）
 - ・ 従業員は、管理者及びサービス提供責任者からの指示によって、障害福祉サービス等の提供にあたる。
- （4）事務員（非常勤1名）
 - ・ 事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、サービス提供は年中無休。
- （2）営業時間 8:30～17:45 とする。但し、サービス提供時間は24時間とする。
- （3）電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所において、提供する障害福祉サービス等の主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児
- (4) 精神障害者
- (5) 難病等対象者

(指定障害福祉サービスの内容)

第7条 この事業所が提供する指定障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 入浴の介護
 - エ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
 - オ 通院等介助（身体介護を伴う場合）
- (3) 家事援助等に関する内容
 - ア 調理
 - イ 洗濯
 - ウ 掃除
 - エ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
 - オ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）
- (4) 重度訪問介護に関する内容
 - 重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排泄又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条

1. 事業所は障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。
2. 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
3. 事業所は、次条の定める通常の事業の実地地域以外の地域において障害福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費の実費の支払いを利用者から徴収することができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は1キロメートル30円として徴収する。
4. 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。
5. 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市・廿日市市とする。

(緊急時における対処方法)

第 10 条 事業所の従業者は、障害福祉サービス等の提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第 11 条

1. 提供した障害福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
2. 事業所は提供した障害福祉サービス等に関し、法令等の定めるところにより、市町又は県が行う報告若しくは文書その他の物件に提出若しくは掲示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町又は県が行う調査に協力するとともに、市町又は県から助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止のため次に措置を講ずるものとする。
(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2) 虐待防止のための指針の整備
(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 13 条

1. 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
3. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条

1. 事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、

移動支援)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。))を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2.事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3.事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条

1.事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2.事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を用いて行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

1. 事業所は、従業者の資質の向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年12回

(3) その他の研修

2. 従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. 事業所は、従業者、設備、備品及び会計の関する諸記録を整備し、障害福祉サービス等を提供した日から5年間保存するものとする。

5.事業所は、適切な指定障害福祉サービス事業(居宅介護・重度訪問介護)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6. この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は株式会社ニックスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月17日から施行する。

この規程は、平成28年5月26日から施行する。

この規程は、平成28年12月9日から施行する。

この規程は、平成29年3月26日から施行する。

この規程は、平成29年4月26日から施行する。

この規程は、平成31年4月15日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。